

広島中央地域連携中枢都市圏

# 連 携 協 約 書

平成29年10月16日

呉市・東広島市

## 呉市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

呉市（以下「甲」という。）及び東広島市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の三つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組（以下「取組」という。）を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

### （取組の内容及び役割）

第3条 取組の内容及び甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

### （連携中枢都市圏ビジョン）

第4条 甲は、取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 甲及び乙が取組を実施するために要する費用とその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

### （連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、平成30年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年10月16日

甲 呉市中央四丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長

乙 東広島市西条栄町8番29号  
東広島市  
代表者 東広島市長

別表(第2条及び第3条関係)

1 活力があり、働きやすい圏域づくり (圏域全体の経済成長のけん引)

取組	内容	甲の役割	乙の役割
(1) 産業振興プロジェクト	地域経済の活性化を図るため、圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし、新製品・新技術の開発、医工連携の推進、中小企業への支援、特産品のPR等に取り組む。	圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし、新製品・新技術の開発、医工連携の推進、中小企業への支援、特産品のPR等に主体的に取り組む。	圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし、新製品・新技術の開発、医工連携の推進、中小企業への支援、特産品のPR等に甲と協力して取り組む。
(2) 観光振興プロジェクト	圏域の観光客の増加と周遊性の向上を図るため、観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化、広域的な誘客に取り組む。	観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化、広域的な誘客に主体的に取り組む。	観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化、広域的な誘客に甲と協力して取り組む。

2 安心・安全で、便利な圏域づくり (高次の都市機能の集積・強化)

取組	内容	甲の役割	乙の役割
(1) 医療体制維持・充実プロジェクト	高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし、ハイレベルな救急医療機能の確保などに取り組む。	高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし、ハイレベルな救急医療機能の確保に主体的に取り組む。	高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし、ハイレベルな救急医療機能の確保に甲と協力して取り組む。
(2) 交通ネットワーク機能強化プロジェクト	利便性の高いコンパクトな圏域を形成するため、幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に取り組む。	幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に主体的に取り組む。	幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に甲と協力して取り組む。

3 誰もが暮らしやすい圏域づくり（圏域全体の生活関連機能サービスの向上）

取組	内容	甲の役割	乙の役割
(1) 長寿・健康づくりプロジェクト	高齢者が元気で活躍できる地域社会を実現するため、高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ、健康づくりや高齢者の自立支援の推進などに取り組む。	高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ、健康づくりや高齢者の自立支援の推進などに主体的に取り組む。	高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ、健康づくりや高齢者の自立支援の推進などに甲と協力して取り組む。
(2) 地域振興プロジェクト	圏域の農水産物の更なる魅力の向上及び課題の解消を図るため、農水産物のブランド化・PR・販路拡大に取り組むとともに、地域住民の移動手段を確保するため、地域公共交通の利用促進などに取り組む。	農水産物のブランド化・PR・販路拡大及び地域公共交通の利用促進などに主体的に取り組む。	農水産物のブランド化・PR・販路拡大及び地域公共交通の利用促進などに甲と協力して取り組む。
(3) 安心まちづくりプロジェクト	圏域全体の防災力を高めるため、災害時の包括的な相互応援体制の強化に取り組む。	災害時の包括的な相互応援体制の強化に主体的に取り組む。	災害時の包括的な相互応援体制の強化に甲と協力して取り組む。
(4) <sup>きずな</sup> 絆醸成プロジェクト	圏域の一体感の醸成を推進するため、圏域の住民同士の交流、圏域への移住促進、結婚・出産・子育ての応援に取り組む。	圏域の住民同士の交流、圏域への移住促進、結婚・出産・子育ての応援に主体的に取り組む。	圏域の住民同士の交流、圏域への移住促進、結婚・出産・子育ての応援に甲と協力して取り組む。
(5) 次世代人材育成プロジェクト	圏域の「人づくり」を推進するため、圏域の将来を担う人材の育成・確保に取り組む。	圏域の将来を担う人材の育成・確保に主体的に取り組む。	圏域の将来を担う人材の育成・確保に甲と協力して取り組む。
(6) 行政サービス機能向上プロジェクト	持続可能な行政サービスを実現するため、公共施設の相互利用や連携による事務の共同化・合理化に取り組む。	公共施設の相互利用や連携による事務の共同化・合理化に主体的に取り組む。	公共施設の相互利用や連携による事務の共同化・合理化に甲と協力して取り組む。

